

第508回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 5 0 8 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和8年3月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 11時00分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畑 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		

9 事 務 局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	高梨 直人	副 主 幹	長谷川 修
副事務局長	小野寺 雅樹	副 主 幹	鈴木 信幸
主 幹	宮本 晃宏	主 査	森井 孝信
副 主 幹	山崎 明美	主 事	堀口 優衣

10 開 会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和8年3月26日第508回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 高橋 庄一郎

委員 小和瀬 康男

委員 小倉 晶男

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 2 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 7 件、10 筆、2,624 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、7 筆、1,406 m²である。農地改良届については、合計 4 件、5 筆、3,756 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 1 件、1 筆、199 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 4 件、35 筆、29,939.52 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 10 件、56 筆、39,362 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条

第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、整理番号14番は関係委員がいるため、農地利用最適化推進委員についても農業委員会等に関する法律第31条を準用し、議事参与の制限をすることに決定されているため、対象となる1件については、先行して審議を行うことを説明した。整理番号14番の関係委員に退席を求めた。

関係委員は退席した。

議長は、整理番号14番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号14番は、筆数4筆、合計面積2,412㎡についての意見照会である。

整理番号14番については、法律の改正により農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ移行されたことに伴う貸し借り更新の申出である。そのため、既に利用権の設定を受けている者は受け手要件を満たしている。

以上のことから、整理番号14番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画（案）は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号14番について、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」

とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号 14 番について原案どおり決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、整理番号 14 番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号 1 番から 19 番は、法律の改正により農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画へ移行されたことに伴う貸し借り更新の申出である。

更新分については、既に利用権の設定を受けている者は受け手要件を満たしているため、合計件数と面積の説明のみとする。更新分は、先ほど説明した整理番号 14 番を除くと、件数 18 件、筆数 76 筆、面積 63,576 m²の申出があった。

続いて、新規分について、説明する。

整理番号 20 番は、年齢 40 歳、農業従事日数 150 日以上、世帯内の農業従事者は 1 人、経営面積は申出地周辺を含む約 69 アールである。

整理番号 21 番は、年齢 66 歳、農業従事日数 150 日以上、世帯内の農業従事者は 4 人、経営面積は申出地周辺を含む約 826 アールである。

整理番号 22 番は、代表取締役の農業従事日数 150 日以上、農業従事者は 4 人、経営面積は申出地周辺を含む約 1,

069アールである。

整理番号23番は、年齢68歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約67アールである。

整理番号24番は、年齢88歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は5人、経営面積は申出地周辺を含む約328アールである。

整理番号25番は、年齢47歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約93アールである。

整理番号26番は、年齢47歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は6人、経営面積は申出地周辺を含む約226アールである。

整理番号27番は、代表役員の農業従事日数150日以上、農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約438アールである。

整理番号28番は、年齢65歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は6人、経営面積は申出地周辺を含む約190アールである。

整理番号29番は、年齢67歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約129アールである。

整理番号30番は、年齢80歳、農業従事日数150日以上、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む

む約 1 8 1 アールである。

整理番号 3 1 番は、年齢 8 2 歳、農業従事日数 1 5 0 日以上、世帯内の農業従事者は 3 人、経営面積は申出地周辺を含む約 7 4 アールである。

整理番号 3 2 番は、年齢 7 8 歳、農業従事日数 1 5 0 日以上、世帯内の農業従事者は 3 人、経営面積は申出地周辺を含む約 4 3 8 アールである。

以上のことから、整理番号 1 4 番を除く、整理番号 1 番から 3 2 番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の要件を満たしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 1 4 番を除く、整理番号 1 番から 3 2 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の要件を満たしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 1 号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、件数 4 件、筆数 5 筆、面積 8, 0 6 6 m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、9 7 5 m²の申請である。譲受人は、現在 8 5 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 3 0 0 日以上、約 6 2 9 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 4 0 0 m である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、9 9 8 m²の申請である。譲受人は、現在 6 6 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、約 1 0 5 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 k m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、2 筆、4, 1 2 8 m²の申請である。譲受人は、現在 6 9 歳で、農業従事日数は年間 2 5 0 日以上、約 2 9 8 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 2 0 0 m である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、

1筆、1,965㎡の申請である。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は年間300日以上、約46アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約2.5kmである。

以上のことから、整理番号1番から4番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。3月14日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在67歳で、農業従事日数は、年間300日以上、約46アールの農地を耕作している農家である。主な作付けはほうれんそうととうもろこしで、申請地においては里芋を計画している。また、トラクターや耕運機、軽トラック、フォークリフトなどを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、意見を申し上げる。3

月 14 日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 1 番から 4 番については、許可できない場合が規定された農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 2 号について原案どおり許可することに決定する。

議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書
に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「はじめに、整理番号 7 番について、取下願の提出があったので、報告する。整理番号 7 番については、物流倉庫新築のため、所有権移転したいとの申請だが、令和 8 年 3 月 25 日に取下願が提出された。取り下げの理由としては、本件は 3 市に跨る計画であるが、他市で開発許可の申請について協議が整わなかったためとのことである。今後、他市での開発許可について見込みが立ち次第、改めて、申請し

たいとのことである。

それでは、改めて、順番に説明する。

今月の第3号議案は、件数8件、筆数9筆、面積2,151.58㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、206.58㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、現住所地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、349㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で1筆、226㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、331㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番については、資材置場に使用のための所有権移転で、1筆、218㎡の申請である。譲受人は平成15年10月に有限会社を設立し、不動産売買、賃貸借を主な業務としている。競売物件を多く扱っていることから、残置物を保管する必要がある。そのため、資材置場として倉庫を借り

て保管していたが貸主から返還するよう求められたため、新たに資材置場を必要としている。そこで、本社から近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号6番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、307㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、301㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡

を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、213㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から6番及び8番から9番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から6番及び8番から9番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第 4 号

川越市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は概要説明書により川越市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正について説明した。

「制定改廃の必要性について、埼玉県農業政策課所管の農地改良等の取扱いに関する要綱が一部改正されたことに伴うものである。制定改廃の概要について、埼玉県農業政策課所管の農地改良等の取扱いに関する要綱において新たに追加された、通常の営農行為等について定めようとするものである。効果について、農地改良届に係る事務を適切に執行することができる。施行期日は令和 8 年 3 月 2 6 日から施行しようとするものである。」

次に事務局は今回の一部改正に至る経緯を説明した。

「令和 3 年 7 月に、熱海市で盛土が崩落し、土石流が発生したことにより、甚大な被害が生じた。これを契機に関係機関において検討が進み、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する、宅地造成及び特定盛土等規制法が、令和 5 年 5 月に施行された。

この法律の施行にあたり、国から示された技術的助言において、通常の営農行為のように、土地利用のために土地の形質を維持する行為については、規制の対象にならないとされた。また、どのような行為が、通常の営農行為の範疇に含ま

れるかについては、農地担当部局が判断することとされている。これを受けて、埼玉県農業政策課が、所管する農地改良等の取扱いに関する要綱を一部改正することにより、通常の営農行為の範疇について示し、令和7年7月1日から施行している。したがって、本市農業委員会においても、県に倣って、要領を一部改正し、令和8年3月26日から施行しようとするものである。」

次に事務局は本市農業委員会の取扱要領について、主な改正箇所を説明した。

「川越市農業委員会農地改良届取扱要領は、農地の利用度を高め、有効利用を行う目的で、農地に盛土等を行う際の届出について定めた要領である。農地に盛土等を行う際には、工事期間中、農地に作付けできないことから、一時転用の許可を受けなければならないが、一定の要件を満たすものは、軽微なものとして、届出のみで足りるとされている。

これまで、一時転用の許可を受ける必要が無く、軽微なものとして、届出のみとなるのは、要領にあるとおり面積や工事期間等の4要件を満たすものだが、今後は五として、埼玉県が定める農地改良等の取扱いに関する要綱第3に定める営農基準以下の盛土の高さであることが加わり、5要件を満たすものが、軽微な農地改良となる。県の要綱を抜粋したものだが、2の(1)のところ、営農基準の高さは1mとするとある。

委員の皆様のところ、届出人や工事請負業者が、署名押

印を求めて訪問すると思う。今後は要件が一つ増えるので、ご留意いただきたいと考えている。

別表については、別表 1 として、県に倣って通常の営農行為等に係るものを加え、別表 2 以降は、やはり県に倣って、地盤面改良後、地盤面現況といった文言に改めたいと考えている。

その他の改正箇所については、この度の機会に点検したところ、文言の整理を行った方が望ましいと考えられる箇所である。様式については、改正はない。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、「川越市農業委員会農地改良届取扱要領の一部改正」について、改正案のとおり改正することに決定する。

議案第 5 号

川越市農業委員会の「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等は、農地等の最適化の推進に関する指針や農地利用状況調査の結果等から、令和 8 年度の最適化活動の目標の設定等をするもので、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して取り組む活動の目標である。「I 農業委員会の状況」は、国が定めた様式の中で、各項目に対して指定された統計資料等に基づき

作成している。「1 農業委員会の現在の体制」は、任命年月日や農業委員数など、現在の体制を記載している。「2 農家・農地等の概要」は、中段左「総農家数」及び「農業経営体数」、中段中央「基幹的農業従事者数」は、直近の農林業センサスに基づき記載している。中段右「経営体数」は、農政課の資料に基づき作成している。下段「耕地面積」は、「耕地及び作付面積統計」に基づき記載している。「Ⅱ最適化活動の目標」、「1 最適化活動の成果目標」、「(1) 農地の集積」、「①現状及び課題」の「現状」は、管内の農地面積「3,200ヘクタール」、これまでの集積面積「576.76ヘクタール」、集積率「18.0%」である。「課題」は、「認定農業者等担い手への農地利用集積が少しずつ行われているが、経営農地は点在し比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図れず、担い手の更なる経営規模拡大が停滞している。今後、農用地の集約化を進めることにより、担い手への農用地の集積を加速する必要がある。」とした。「②目標」は、「農地等の最適化の推進に関する指針」を元に設定している。令和15年度に集積率56%とする目標であることから、令和8年度の新規集積面積は「483.24ヘクタール」、令和8年度末の集積面積（累計）は、「1,060ヘクタール」、集積率は「33.1%」である。

「(2) 遊休農地の解消」、「①現状及び課題」の「現状」は、昨年8月に実施した利用状況調査により判明した遊休農地の状況である。1号遊休農地の面積30.60ヘクタール、

内訳は、緑区分遊休農地面積20.78ヘクタール、黄区分遊休農地面積9.82ヘクタールである。「課題」は、「土地持ち非農家の増加、農業者の高齢化等による担い手不足により遊休農地が発生しているため、農地が利用されやすくなるよう、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を進め、農地の受け手を幅広く確保していく必要がある。」とした。

「②目標」、「ア既存遊休農地の解消」、「a緑区分の遊休農地の解消」は、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分遊休農地を、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、当該遊休農地の面積8.70ヘクタールを5分の1ずつ減少させることを目標として設定するとされており、緑区分遊休農地の解消目標面積は1.74ヘクタールとした。「b黄区分の遊休農地の解消」は、令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分遊休農地は、都道府県、市町村、農地中間管理機構等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定するものとなっていることから、当該遊休農地面積8.64ヘクタールについて、「県、市、JA、農地中間管理機構等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行い、各地域の基盤整備事業等の予定を踏まえて、遊休農地解消に向けた工程表の策定を検討する。」とする。「イ新規発生遊休農地の解消」は、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分遊休農地については、当該

活動年度にその全てを解消することを目標として設定するものとなっているため、解消目標面積は、令和7年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地面積5.60ヘクタールとする。「(3)新規参入の促進」、「①現状及び課題」、「現状」は、令和5年度の新規参入者は0経営体、令和6年度は4経営体、令和7年度は2経営体である。「課題」は、「農業者の高齢化が進み、農業の後継者が不足する中で、遊休農地が増加する懸念がある。今後、活力ある農業が将来にわたり営まれるためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があり、新規就農者の経済的支援や育成プログラムなどのサポートが重要である。」とした。「②目標」は、令和3年度から令和5年度までの権利移動面積の平均が「45.75ヘクタール」で、「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」は、平均の1割以上を設定することとなっており、令和8年度の目標は、「4.58ヘクタール」とした。「2最適化活動の活動目標」、「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、令和7年4月から令和8年1月までの平均活動日数は約8.3日で、当該年度の目標である8日を達成する見込みである。国の通知では、「前年度の活動日数が目標を上回った場合、翌年度は、その実績以上の目標を設定する」とされており、日数目標は正数で設定することから、令和8年度は、従前と同じく「8日/月」を目標にしようとするものである。「最適化活動を行う農業委員の人

数」は、中立委員を除いた現在の人数の15人、「農地利用最適化推進委員の人数」は16人としている。「(2)活動強化月間の設定目標」は、国からの通知に基づき、毎年度3か月以上を目標とする。取組項目は、「農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進」のいずれかを記入することとなっている。本委員会では、「農地パトロール実施要領」に基づき、毎年8月に農地法第30条に基づく利用状況調査を行い、9月から11月までを「遊休農地の指導・解消強化期間」として活動している。活動強化月間の設定には、この活動期間と同じ9月から11月とし、9月「農地の集積」、10月「遊休農地の解消」、11月「新規参入の推進」とする。内容については、記載のとおりである。「(3)新規参入相談会への参加目標」は、国からの通知に基づき、農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することとなっており、新規参入相談会への参加回数を「1回」としている。参加する相談会については、今のところ開催情報が無いため、未定としている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第5号令和8年度最適化活動の目標の設定等の決定について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第5号について、原案どおり決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第508回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年4月24日

議 長 渋谷 武

委 員 高橋 庄一郎

委 員 小和瀬 康男

委 員 小倉 晶男
